

会 議 記 録

次の協議会を次のとおり開催した。

協議会名称	横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会		
開催日時	令和5年7月28日(金) 13:29~14:27		
開催場所	横須賀市消防局 三浦消防署 4階会議室		
出席者 ※会長等 ◎ 副会長等 ○	◎高根沢奈津子、○内田自栄、野間俊行、清水佳子、坂口敏子、三冨 淳、 金 明夫、笹谷月慧、萩原幹子、中野 徹、浅羽昭子、樽井彰子、菊池 尚、 佐藤弘朗、越川紀久雄、平田伸一(代理:日下)、笠井熱史(代理:宮本)		
次回開催予定日	令和5年11月ごろ		
問い合わせ先	所属名、担当者名 三浦市保健福祉部高齢介護課 鈴木 電話番号 046-882-1111(内線 352) メールアドレス hoken0201@city.miura.kanagawa.jp		
会議記録	発言記録	要約	要約した理由
内 容	<p>● 開会 (事務局長) 皆さん、こんにちは。定刻より1分早いんですけれども、皆様お集まりでございますので、ただいまから、令和5年度第1回横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会を開催いたします。本日は御多忙のところ、また、お暑い中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会設置要綱第10条に基づきまして、今年度は三浦市が事務局となっております。私、三浦市保健福祉部高齢介護課の藤田と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>申合せにより、会長職は1年交代となっております。今年度の正副会長が選出されるまでの間、事務局長として会議の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>● 委員の委嘱及び自己紹介 (事務局長) それでは、ここからは着座にて進めさせていただきます。</p> <p>今年度は、人事異動等によりまして9名の委員の方が新たに選任されました。お名前を御紹介いたします。お手元の名簿を御覧ください。</p> <p>設置要綱第5条第1項第1号アの規定により選出されました、逗子市民生委員児童委員協議会会長、坂口委員。</p>		

	<p>(坂口委員) 坂口です。</p> <p>(事務局長) 第1号イの規定により選出されました、逗子市社会福祉協議会事務局次長、三富委員。</p> <p>(三富委員) 三富です。よろしくお願いいたします。</p> <p>(事務局長) 同じく三浦市社会福祉協議会事務局長、高根沢委員。</p> <p>(高根沢委員) 高根沢です。よろしくお願いいたします。</p> <p>(事務局長) 同じく葉山町社会福祉協議会事務局長、中野委員。</p> <p>(中野委員) 中野です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>(事務局長) 第1号ウの規定により選出されました、横須賀市民生局福祉こども部福祉総務課長、清水委員。</p> <p>(清水委員) 清水です。よろしくお願いいたします。</p> <p>(事務局長) 同じく逗子市福祉部高齢介護課長、金委員。</p> <p>(金委員) 金です。</p> <p>(事務局長) 葉山町福祉部福祉課長、内田委員。</p>
--	---

(内田委員)

内田でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局長)

次に、設置要綱第5条第1項第2号カの規定により選任されました、国土交通省関東運輸局神奈川支局首席運輸企画専門官、平田委員。本日は、設置要綱第8条第4項の規定により、代理の日下様に御出席していただいております。

(日下委員代理)

よろしくお願いいたします。

(事務局長)

次に、第2号キの規定により、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長、笠井委員。本日は、代理の宮本様に御出席いただいております。

(宮本委員代理)

よろしくお願いいたします。

(事務局長)

以上の皆様には、先に送付いたしました通知をもって委嘱をさせていただきます。

● 協議会の成立要件

(事務局長)

次に、本日の協議会ですが、定員24名のところ17名の御出席をいただいております。設置要綱第8条第1項により、委員の過半数が出席しているため協議会が成立していることを御報告いたします。

なお、横須賀市民生委員児童委員協議会常任理事、薬袋委員、鎌倉市民生委員児童委員協議会会長、千代委員、鎌倉市社会福祉協議会地域福祉課長、河野委員、鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課長、荻田委員、三浦市保健福祉部福祉課長、浜脇委員、神奈川県タクシー協会常任理事、市川委員、神奈川県個人タクシー協会理事長、小松委員からは事前に欠席の旨、御連絡をいただいております。

● 委員及び事務局の紹介

(事務局長)

それでは次に、任期の途中ではありますが、新任の委員が9名いらっしゃることに、今年度最初の会議となりますので、お手元の名簿の順番で横須賀市の野間委員から順番に自己紹介をお願いしたいと思います。

(各委員が、順に自己紹介)

(事務局長)

ありがとうございました。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。横須賀市、鎌倉市、逗子市、葉山町、三浦市の順をお願いいたします。

(各事務局が、順に自己紹介)

● 正副会長の選出

(事務局長)

それでは次に、会長の選出に移りたいと思います。

会長の選出につきましては、設置要綱第6条第2項で委員の互選となっておりますが、申合せにより、事務局市町の中から選出することとなっております。

三浦市選任委員で協議した結果、高根沢委員に会長をお引受けいただきたいということになりましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ありがとうございます。それでは、高根沢委員に会長をお願いいたします。高根沢委員、会長席にお移りください。

(高根沢委員、会長席へ移動)

(会 長)

皆さん、こんにちは。ただいま御選任いただきました三浦市の高根沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

このたび、このような重責に任じられまして、大変身も引き締まる思いでございます。地域住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、微力ながら一生懸命務めさせていただきたいと存じます。

また、議事が円滑に進行するよう、皆様の御協力、御支援をいただきながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからは着座で進めさせていただきます。

それでは、次に、副会長につきましては、要綱上、会長の指名する委員となっておりますので、次回事務局当番町である葉山町選任の葉山町福祉課長、内田委員をお願いいたします。

内田委員、副会長席にお移りください。

(内田委員、副会長席へ移動)

それでは、内田副会長から一言御挨拶をお願いいたします。

(副会長)

ただいま副会長に御指名をいただきました葉山町福祉課の内田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地域福祉の向上のために尽力してまいりたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございます。

● 会議の傍聴及び公開について

(会 長)

それではここで、横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会傍聴要領に基づき、本日の傍聴者の入室を許可します。

(傍聴者入室)

すみません。傍聴の方、大変お待たせいたしました。

初めに傍聴の方にお知らせいたします。お手元の資料につきましては、法人及び個人の情報が含まれておりますため、協議会終了後、速やかに事務局へ御返却いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

会議中はカメラ、ビデオ等での撮影及び録音は禁止されておりますので、御了承ください。その他、注意事項を遵守されますよう、お願い申し上げます。

協議会の議事は原則公開とされております。会議記録は、会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第5条により、会議終了後に審議速報及び会議記録を公開することとなっております。そのため、本協議会では、会議記録作成のために録音させていただきます。発言は必ずマイクをお願いいたします。

● 会議の進め方及び今後の予定について

(会 長)

次に、本日の会議の進め方及び今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、本日配付いたしました資料について確認をさせていただきます。

本日、皆様の席上に配付しておりますのは、次第、委員名簿、座席表に

なります。次第については事前にお送りいたしました資料等の中にも同封させていただいておりますが、一部修正を加えております。大変申し訳ありませんが、本日は机上のものを御覧ください。

事前を送付いたしました資料等につきましては、当運営協議会の設置要綱、運営協議会公開要領、運営協議会傍聴要領、別紙資料一覧のとおり、協議、報告事項になります。漏れなどがございましたら、お知らせください。

続きまして、本日の会議の進め方及び今後の予定について御説明いたします。

本日は、合意を要する協議事項としまして、更新の申請が2件と旅客から収受する対価の変更申請が2件ございます。

次に、合意を要しない報告事項といたしまして、軽微な変更について報告等がございます。事前に委員の皆様にお送りした資料としましては、横須賀市3件、逗子市2件について報告をさせていただきます。

次に、令和4年度の実績報告及び廃止団体の報告を事務局から報告させていただきます。

なお、今後の予定についてですが、協議会の開催は年3回を考慮しておりまして、次回は11月の開催を予定しております。それ以外の開催については、特別な事情に限り、別途検討することとします。

事務局からは以上です。

(会 長)

ただいま説明のありました会議の進め方及び今後の予定については、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、本日の会議の進め方及び今年度の会議開催の予定につきましては、ただいま事務局から説明があったとおり行ってまいります。

● 議題 申請書の協議について [自家用有償旅客運送の更新・旅客から収受する対価の変更申請]

(会 長)

それでは、次第3、議題の申請書の協議について[自家用有償旅客運送の更新・旅客から収受する対価の変更申請について]に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

今回の更新申請は、横須賀市の社会福祉法人あまね、同じく横須賀市の特定非営利活動法人サポートフレンズこころの2件です。

そして、旅客から収受する対価の変更申請は、横須賀市の特定非営利活動法人くろふね、逗子市の特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんの2件です。

(会 長)

それでは、社会福祉法人あまねの方、横須賀市事務局の方は説明席に御着席をお願いいたします。

では、更新申請について事務局から御説明をお願いいたします。

(横須賀市事務局、説明席へ移動)

(横須賀市事務局)

よろしく申し上げます。横須賀市の障害福祉課、白石と申します。

本日、更新登録を2件お出ししておりますが、内容的には大きな変更がございませんので、事業者の方はお呼びせずに事務局からの説明とさせていただきますので、御了承ください。よろしく申し上げます。

では、まず、社会福祉法人あまねの更新登録の申請になりますが、資料のほうは、横須賀市から提出しております、ちょっと厚めの更新申請書一式になります。御用意はよろしいでしょうか。

では、最初に、横須賀市社会福祉法人あまねの更新登録申請について御説明いたします。概要を記載しました両面の資料、表と裏で1ページ、2ページの資料にまとめてございますので、こちらを御覧ください。

1番の運送主体ですが、社会福祉法人あまね、代表者は海原泰江様です。主たる事務所の所在地は横須賀市舟倉1-12-1。定款や登記事項証明等につきましては添付した書類のとおりとなります。現在の登録期間満了日は令和5年9月19日となっております。

2番の運送の区域ですが、横須賀市及び三浦市です。こちらは、前回の更新時と変わっておりません。

次に、旅客から収受する対価ですが、運送の対価は走行距離1キロメートル当たり50円です。運送の対価以外の対価はございません。複数乗車はなしとなっております。これらについても前回の更新時から変更ございません。

4番の運送しようとする旅客の範囲ですが、添付した資料のとおりとなります。現在の登録利用者は20名となっております。

一番下の5番、その他、(1)法令遵守ですが、当該法人の役員全員、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。

裏面をお開きください。次に、(2)の必要な車両ですが、福祉車両が1台、セダン型車両が7台、合計8台となっております。所有している車両は4台で、持込みの車両が4台となっております。契約状況は、使用に

関する契約が書面で行われております。

次の(3)運転者の確保です。運転者は8人おり、講習の受講状況ですが、福祉有償運送運転者講習は8名が受講しておりまして、セダン等運転者講習を2名が修了しております。

続きまして、運行管理体制、整備管理体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制については、それぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。

最後に(7)損害賠償措置につきましては保険証書の写しを添付しており、適切な措置が取られております。

以上のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。ただいま横須賀市事務局の方から社会福祉法人あまねの更新申請につきまして説明がございました。本件について御質問等がございますでしょうか。

それでは、社会福祉法人あまねの更新申請につきましては協議が調ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、横須賀市事務局の方、ありがとうございました。

続きまして、特定非営利活動法人サポートフレンズこちらの方、説明席に御着席をお願いいたします。

(横須賀市事務局)

ありがとうございます。引き続きまして、こちらも横須賀の事業所として、大きな変更はございませんので、事務局から説明対応させていただきます。

特定非営利活動法人サポートフレンズこちらですが、横須賀市から提出の少し薄いほうの資料一式になります。こちらも更新登録申請の概要をまとめておりますので、両面、1ページ、2ページで説明させていただきます。

まず、1番の運送主体ですが、運送主体は特定非営利活動法人サポートフレンズこちらで、代表者は森田和之様です。主たる事務所の所在地は横須賀市池上4-5-13。定款、登記事項証明書等につきましては添付した書類のとおりとなります。現在の登録満了日は令和5年9月27日となっております。

2番、運送の区域ですが、区域は横須賀市です。こちらは前回の更新時と変わっておりません。

次に、3番の旅客から収受する対価ですが、運送の対価は、初乗り2,000

メートルまで300円、以後、250メートルごとに30円となっており、運送の対価以外の対価はございません。複数乗車の有無は、ありとなっております。

4番の運送しようとする旅客の範囲ですが、添付した資料のとおりとなります。現在の登録利用者は19名となっております。

次に、法令遵守ですが、当該法人は、役員全員、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓しており、宣誓書を添付しております。

裏面にまいりまして、(2)必要な車両ですが、使用車両台数は福祉車両が1台、セダン型車両が2台、合計3台です。全て法人所有の車両ですので、契約関係はございません。

次に、(3)運転者の確保ですが、運転者人数は2人。うち、お一人が第二種免許を取得しております。講習の受講状況ですが、福祉有償運送運転者講習を1名、セダン等運転者講習を1名が受講し、修了しております。

次に、運行管理、整備管理の体制、事故処理連絡体制、苦情対応体制については、それぞれ運行管理マニュアルにより適切な管理や整備等を行っております。

最後に損害賠償措置ですが、こちらは保険証書の写しではなく、宣誓書の形で添付をしております。最後のページになります。

以上のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。ただいま横須賀市事務局の方から特定非営利活動法人サポートフレンズこころの更新申請につきまして説明がございました。本件につきまして、質問等はございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、特定非営利活動法人サポートフレンズこころの更新申請につきまして協議が調ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、横須賀市事務局の方、ありがとうございました。

(横須賀市事務局)

どうもありがとうございました。

(会 長)

続きまして、申請書の協議について、第2項目、旅客から収受する対価

の変更について、2件のうち1件目に移ります。

それでは、特定非営利活動法人くろふねの方は説明席に御着席をお願いいたします。

(事業者、説明席へ移動)

(横須賀市事務局)

横須賀市の介護保険課、廣川と申します。私が説明させていただきます。着座して御説明させていただきます。

(会 長)

それでは、お願いいたします。

(横須賀市事務局)

特定非営利活動法人くろふねからの、旅客から収受する対価の変更案についての協議依頼でございます。

資料6の新旧の利用料金一覧を御覧いただければと思います。

変更の設定に当たっては、燃料費の高騰も含め、人件費、諸経費が増加していることに対処するための変更ということを伺っております。

変更内容につきましては2点ございまして、運送の対価につきましては利用時間15分まで550円を700円に、以後、15分毎に550円を700円にとの変更の加算になっております。旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行時間により算出するということとなります。

もう一点に関しては、乗降に関する介助料は、介護保険利用者の場合は介護保険で対応し、介護保険を利用できない場合には旧1,100円でしたのを、今回、介護スタッフ1名について1,500円を算定することになります。有料道路使用料や駐車料金を要する場合には利用者の負担としてございまして、その他、変更事項はございません。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの横須賀市事務局の方から、特定非営利活動法人くろふねの旅客から収受する対価の変更申請につきまして説明がございました。本件につきまして、御質問等ございますでしょうか。

(菊池委員)

旅客から収受する対価について、従来、タクシー運賃の半分、50%程度という一つの基準がありまして、それでいきますと横須賀市の時間制運賃は1時間4,920円、くろふねさんの申請は15分700円ですから、1時

間で比較すると 2,800 円で若干 50%超えるんですけど、本来はそこできかがかという意見を言わなければいけないですが、実は横須賀市を含むタクシー運賃に関しては、昨年 12 月に改定申請、要は値上げの申請を出しておりまして、恐らく年内に改定になるのではないかと。本当はその後にそれに合わせて NPO の皆さんも変更されていくと思います。

あともう一つは、対価の 50%というのも何か今後変わっていく方針が国土交通省のほうであるみたいですので、気にはなるんですけど、いろいろ見込んでいくと、もはやここで異を唱える段階ではないのかなということで、ちょっとすっきりしないんですけど、従来の枠にとらわれずここは協議すべきなのか、今の社会情勢、状況の変化を踏まえて協議すべきかと思ひまして、発言をさせていただきました。

したがって、反対という意見ではありません。よろしく申し上げます。

(日下委員代理)

神奈川運輸支局の日下です。

すいません、今、菊池委員がおっしゃった話を先に補足させていただきますと、タクシー運賃の改定の話は既に要請が出ていまして、運輸局のほうで審査を通しているところではあるんですけど、もう一件、対価が今までタクシー運賃の 2 分の 1 としていたところが変わる話でして、国交省でラストワンマイル・モビリティに関する検討会というのをやっております、その中で今年の 5 月に検討会の中で一通り中身がまとまって、その中で自家用有償運送に関して、今までタクシー運賃のおおむね 2 分の 1 としていたところを変えてもいいのではないかとということ、方向としてはまとまったところで、今後より詳細に通達等に落とし込みがされると思うんですけど、現段階では方向性だけは少なくとも決まっていますということで情報提供だけさせていただきます。

私から質問が 1 点だけありまして、今回、運送の対価は時間制でということで、15 分 700 円取られるところで、資料 6 の運送の対価の括弧書きのところに「利用会員の都合による待機時間を含む」と書いてもらっているんですけど、一方で、待機料金は 15 分ごとに 500 円という設定があって、どういうふうに使分けられているかと。要は、以前は 15 分当たり 550 円で待機料金 500 円だったので、運用はいかにせよ 50 円しか差がなかったんですけど、今回 200 円ぐらい差が出るので、その待機料金はどういうときに取られているのかだけお伺いしたいと思います。

(事業者)

くろふね、若林です。

今の御質問に対してですけれども、例えばちょっと離れた病院まで利

用者を送っていきまして、病院の通院時間が短いので、20分、30分待っていてください。終わったらすぐに帰りたいですよとおっしゃられるときは待機料金を取ります。例えば病院を出ましてから薬局に寄ります。薬局に寄った場合にうちの職員が薬局対応をして、それから御自宅に帰る。そのときにはその待機料金も乗車時間に含むことになります。

御質問の意味が違いましたか。

(日下委員代理)

待機料金も乗車時間に含むというのは？

(事業者)

病院から御自宅までを乗車時間とみなしております。ですから、病院を出て、薬局に寄って薬を取って、おうちに帰る。本来でしたら、その間のところというのは待機料金になったりするんです。もう一度通院乗降が発生したりするんですけども、そうではなくて病院から御自宅までが全て乗車時間になります。

(日下委員代理)

だから、間に買物をしていても乗車時間として計上していますということですか。

(事業者)

はい。そうです。

(日下委員代理)

了解です。ありがとうございます。なので、重ねて取ってしまった、要は時間制運賃として取っている部分と待機時間として取っている部分の時間が重複することはないし、基本的に運送が終わってから次の運送までの間に時間が空く場合に待ってくださいという場合に15分ごとに500円？

(事業者)

はい。そうです。

(日下委員代理)

その場合、基本的に使われていると。間違いはないですか。

(事業者)

はい。そうです。

(日下委員代理)

ありがとうございます。

(会 長)

ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。菊池委員と日下様からの情報提供と社会情勢を見越した御意見ということでお伺いいたします。皆様、いかがでしょうか。

特定非営利活動法人くろふねの旅客から収受する対価の変更申請については、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ありがとうございます。

それでは、特定非営利活動法人くろふねの方、ありがとうございます。退席していただいて結構です。

続きまして、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんの方、逗子市事務局は説明席に御着席をお願いいたします。

(逗子市事務局・事業者、説明席へ移動)

(菊池委員)

すいません、ここで1点確認ですけど、議長というより事務局になると思いますが、会議のルールで、事前に気がつかなくて申し訳ないですけど、今、申請が出ているのはワーカーズ・コレクティブくるまやさんです。これは協議ですから、多数決ではなくて調うか調わないか、大変申し訳ないですけど、越川さん、所属はワーカーズ・コレクティブくるまやさんで、これはある種、利益相反になるのでしょうか。いかがでしょうか。当事者がいる前で言って申し訳ないですけど、事前に気がつかなかったので、会議の進行上、どういうふうにされますか。

(事務局)

すいません、少しお時間ください。

お時間頂戴して誠に申し訳ございませんでした。事務局から御説明をさせていただきます。

今、菊池委員から御指摘がありましたように、確かに利益相反で利害関係者ということになりますので、この一件については、越川委員につきましては御退席をいただくことがよろしいかと思うんですけど、ただ、ごめんなさい、建物上の問題で廊下が暑いものですので、一応この場にいらっ

しゃって御発言のほうは控えていただくのと、あと、協議が調う調わないについての御意見も差し控えていただいて、あくまでもいらっしゃらないということで、この一件については案件を進めていくことで処理したいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、会長、そういうような形で進めさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

(会 長)

はい。

(野間委員)

議事録にその旨書いてくれるの？

(事務局)

はい。議事録にその旨をお書きして、越川委員につきましては退席ということで、もちろん次の件になったらお戻りになるという形で議事録には記録させていただきます。

(会 長)

それでは、進めさせていただきます。

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんの旅客から收受する対価の変更申請について、事務局から御説明をお願いいたします。

(逗子市事務局)

すいません、着座にて説明させていただきます。

それでは、逗子市の対価の変更届出について御説明いたします。資料は逗子市から提出しているものの一式になります。特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんから1件の変更届出をいただいております。

資料を1枚めくっていただきますと、裏表でワーカーズ・コレクティブくるまやさんからいただいた変更届出がございます。そして、もう一枚めくっていただくと、新旧の利用料金一覧表が添付されております。変更届出に関しましては、2023年6月12日付のものとなっております。

まず、(1) 運送の対価に関しまして御説明させていただきます。こちらは1キロ当たり110円から150円に変更となりました。くるまやさんは3年前に1キロ当たり110円に設定されておりますが、そのときから

現在まで約 50 円ほどガソリン代が高騰していること、また、アルコール検知器の整備、適正な維持が負担になっていることなどが理由になっております。

次に、(2) の運送の対価以外の対価に関しまして、待機料金及び付添介助料金が 270 円から 300 円に変更となりました。また、遠方加算料金が新設されております。これらは運転手の賃金を少しでも最低賃金に近づけていくことを目的としているものです。

次に、(3) の休日料金の新設に関しまして、土日、祝日、年末年始の料金を休日料金として新設しております。現在、休日に出かけたいという利用者の方が多数いらっしゃる、そういったニーズにさらに対応していくために休日に働くことができる運転者をより確保していきたいということを目的としております。

以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

ただいまの逗子市の事務局の方から、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんの旅客から収受する対価の変更申請につきまして、説明がございました。本件につきまして、質問等ございますでしょうか。

(菊池委員)

意見として申し上げさせていただきます。運送の対価に関しては従来基準に収まっていたと思いますし、先ほども申し上げたとおり、ここについてはあまり細かいことを今の段階で言ってもしょうがないので、これに対して異論はありません。

あと、運送の対価以外の対価、休日料金等の付加料金について、経営的なもの、人件費等は非常によく分かりますが、本来、私の立場で言うことではないですけれども、利用者負担がかなり大きくなるのではないかとというのは、その辺は福祉関係の皆さんを踏まえて、一時乗車、一時利用に当たって非常に高額な対価が発生することになると使いづらくなるのではないかという意見を過去述べさせていただいています。今回も同様にそういう意見を述べさせていただきます。

以上です。

(会 長)

ありがとうございます。

そのほか、御質問等ございますでしょうか。

では、菊池委員から御意見等ございましたけれども、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんの旅客から収受する対価の変更申請につきましては、協議が調ったということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ありがとうございます。それでは、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんの方、ありがとうございます。退席していただいて結構です。

逗子市事務局の方は元の席にお戻りください。

(事務局)

今の一件が終了しましたので、越川委員にはお戻りいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

● 報告（１）変更届出書について〔自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等〕（軽微変更）

(会 長)

続きまして、次第４の報告（１）変更届出書について〔自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出等〕（軽微変更）に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

変更届出書につきましては、協議会の合意を必要としない軽微な変更の報告になります。事前に委員の皆様にお送りしました資料として、横須賀市３件、逗子市２件について報告をいたします。

(会 長)

それでは、横須賀市、逗子市の順で、それぞれの事務局は自席から報告してください。質問は各市の報告後に伺います。

(横須賀市事務局)

では、横須賀市障害福祉課から、社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会の変更届について説明させていただきます。

資料は１枚、表紙をおめくりいただいたところになります。今回、変更がございましたのは、会長の変更がまず１つ、４番の（１）代表者の変更、旧会長、鈴木立也様から、新会長、白井幸江様に替わったという変更と、もう一つ（２）が自動車の台数の変更になります。こちらは見え消しのよう形で数字が変わっておりますが、こちらは社会福祉協議会が届出で神奈川運輸支局に行ったときに、前のデータと違うと言われたところで、

その目の前で直した見え消しの修正になっております。

まず、1件目の説明は以上になります。

(横須賀市事務局)

それでは次に、三浦半島高齢者福祉事業所からの軽微変更についてです。

5番目の事務所ごとに配置する自動車の数及び種類ごとの数ということになります。台数の減ということで、旧19台から18台になります。持込み数5が4になりまして、内容としては軽車両のセダンの数が1台減っております。

また、運送しようとする旅客の範囲のところ、要支援認定者1名の丸がなくなっております。それが三浦半島高齢者福祉事業所の軽微変更になります。

続けて、先ほど料金対価の報告にもございました特定非営利活動法人くろふね様からです。代表者が変更になります。松田様から坂元典子様、そしてあと、事務所ごとの自動車の数になります。こちらは8台が9台に増台ということになっております。車椅子車の軽の車が1台増となっております。

横須賀市からは以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

横須賀市からの説明に関しまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

御質問がないようでしたら、次に、逗子市の事務局の方、お願いいたします。

(逗子市事務局)

逗子市から軽微な変更2件を報告させていただきます。いずれも特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブくるまやさんからのものとなります。

まず、資料を1枚めくっていただいたところに、1件目、5月30日付で御提出いただきました持込みのセダン1台の減車の届出になります。

そして、もう一枚めくっていただいて、こちらも裏表になっております。こちらが2点目、6月30日付の報告でありまして、持込みのセダン車1台の増車になっております。その後ろに自動車登録簿がついておりまして、現在、合計13台となっております。

以上です。

(会 長)

ありがとうございました。

この件につきまして、御質問がありましたらお願いいたします。

御質問がないようですので、以上で報告（1）を終了いたします。

● 報告（2）自家用有償旅客運送輸送実績報告書（令和4年度）について

(会 長)

それでは次に、次第4の報告（2）自家用有償旅客運送輸送実績報告書（令和4年度）について、事務局から御報告をお願いします。

(事務局)

令和4年度実績報告書につきましては、一括して事務局から御報告をさせていただきます。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの実績報告は、横須賀市12団体、鎌倉市2団体、逗子市1団体、三浦市1団体、合計16団体から提出されています。

また、令和4年度中、各団体からの事故報告はございませんでした。

そして、本来ですと、このほかに横須賀市のNPO法人クオリティー・オブ・ライフ・こころの実績についても皆さんに御報告する必要がございましたが、連絡がつかぬまま令和5年3月26日に登録の有効期間を満了し、その後も所在等が不明であることから、実績報告書の資料提供が委員の皆様にはできない状況でございます。

なお、この団体につきましては、令和5年3月27日付で登録期間の満了を理由に運輸支局の登録が抹消されておりまして、令和5年7月20日付で公示されておりますので、その旨報告をさせていただきます。

以上です。

(会 長)

この件につきまして、実績報告につきまして、御質問がありましたらお願いいたします。

御質問がないようですので、以上で報告（2）を終了いたします。

● 報告（3）自家用有償旅客運送廃止届出書について

(会 長)

それでは次に、次第4の報告（3）自家用有償旅客運送廃止届出書について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

実績報告書に続きまして、廃止届出書につきましても、一括して事務局から御報告いたします。

廃止届出書については、横須賀市の特定非営利活動法人ニコニコ介護から令和4年12月31日付で1件廃止届が提出されております。

以上、報告を終わります。

(会 長)

ただいま事務局の説明について、何か質問がございますか。

御質問がないようですので、以上で報告(3)を終了いたします。

● その他

(会 長)

次に、次第5のその他に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

次回以降の協議会の開催についてですけれども、協議案件が前回協議時から変更等のない更新申請のみであり、かつ、全ての委員さんから書面にて承認が得られた場合については、本運営協議会設置要綱第9条第2項第2号の規定に基づき、会議は開催せず、書面協議にて協議会に代えることができることとなっております。

よって、今年度の次回以降の会議につきまして、新規申請、変更申請がなく、前回協議時から変更のない更新申請のみの場合、書面協議のみで行うことがありますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

(会 長)

ただいま事務局から説明がありましたが、いかがでしょうか。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

御質問がないようですので、以上でその他を終了いたします。

● 閉会

(会 長)

以上で、本日の会議の案件は終了しました。事務局から何かございますか。

	<p>(事務局)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次回の協議会の日程についてですけれども、次回は11月下旬を予定しております。詳細が決まり次第、改めて正式に文書で御連絡をさせていただきますので、御承知おきください。</p> <p>以上です。</p> <p>(会長)</p> <p>以上をもちまして、令和5年度第1回の運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたり皆様の御協力をいただき、誠にありがとうございました。</p>
--	--